

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市商工業振興対策補助金（展示会出展支援事業）
補助事業等の標目	市内中小企業者が、自社の技術や製品をPRするために出展する展示会にかかる経費の一部を補助することにより、販路及び営業開拓を促進し工業の振興を図る。
補助事業等の対象者	市長が適当と認めた展示会に出展し、かつ、諏訪市の工業PRへの協力が可能な市内中小企業者
補助対象経費	主催者に支払う展示会の出展小間料又はオンライン展示会に係る定額の出展料（以下「出展小間料等」という。）
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内で一の市内中小企業者につき、同一年度内において40万円を限度とし、補助対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、次の各号に掲げる場合の補助対象経費は、当該各号に定める方法により算定するものとする。</p> <p>(1) 他の企業と共同で出展した場合 出展小間料等のうち、補助金の交付を受けようとする者が実際に負担した額</p> <p>(2) 出展小間料等を外貨で支払った場合 支払日時点の為替レートにより日本円に換算した額</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成22年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和7年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 販路拡大及び経営基盤の強化を図るため、継続した支援が必要である。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者（件数）、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの「製造業」又は大分類Gの「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を事業として営み、市内に主たる工場若しくは研究所又はソフトウェア開発を目的に設置された施設を有するものをいう。</p>

	<p>(2) 展示会 長野県外（国外を含む。）で開催される製品及び商品の販路開拓に資する展示会であって、他の企業と共同で出展する場合を含む。ただし、国、地方公共団体又は公益財団法人長野県産業振興機構が主催若しくは共催するものを除く。</p> <p>(3) オンライン展示会 インターネットを活用して開催する対面型でない展示会、見本市等であって、補助事業者の製品及び商品の販路開拓に資するものをいう。ただし、消費者への販売を主たる目的とするものを除く。</p> <p>2 一の市内中小企業者が同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は、2回とする。</p> <p>3 この取扱基準に規定する補助対象経費について、他の制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p> <p>4 出展小間料等を外貨で支払った場合において、支払日時点の為替レートを確認することができないときは、支払日の属する月の基準レート（財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」によるものをいう。）により日本円に換算するものとする。</p> <p>5 市税等を滞納している市内中小企業者は、補助事業等の対象者から除くものとする。</p>
<p><b>提出書類</b></p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月10日まで（当該年度の3月11日以降に開催される展示会に出展する場合は、原則当該年度内）に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市商工業振興対策補助金（展示会出展支援事業）交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 諏訪市商工業振興対策補助金（展示会出展支援事業）実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(3) 補助対象事業費等内訳表（別表1）</p> <p>(4) 補助対象経費に係る領収書等（外貨で支払った場合は、支払日時点の為替レートが確認できる書類を含む。）の写し</p> <p>(5) 展示会の概要が確認できるパンフレット等</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係</p>

平成24年11月15日 一部改正

- 平成28年 3月16日 一部改正（平成28年 4月 1日 施行）
- 平成29年 3月15日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）
- 平成29年 3月29日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）
- 平成31年 3月15日 一部改正（平成31年 4月 1日 施行）
- 令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）
- 令和 2年 8月 4日 一部改正（令和 2年 8月 4日 施行）
- 令和 2年11月 6日 一部改正（令和 2年11月 6日 施行）
- 令和 3年 2月22日 一部改正（令和 3年 4月 1日 施行）
- 令和 4年 3月16日 一部改正（令和 4年 4月 1日 施行）
- 令和 5年 3月15日 一部改正（令和 5年 4月 1日 施行）
- 令和 6年 3月29日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）